

✿介護保険・高齢者福祉制度に関するお問い合わせ✿

名称	所在地	電話番号 [市外局番(0165)]	利用時間
士別市健康福祉部 介護保険課	東6条4丁目1番地	☎ 26-7749 ☎ 26-7752	月～金 8:30～17:15
士別市朝日支所 地域住民課	朝日町 中央4040番地	☎ 28-2121(代表)	月～金 8:30～17:15

✿介護や高齢者の総合相談窓口✿

名称	所在地	電話番号 [市外局番(0165)]	利用時間	担当地区
士別市健康福祉部 地域包括支援 センター	東6条4丁目1番地	☎ 26-7754	月～金 8:30～17:15	市内全域
在宅介護支援 センター 「ふれあい」	東5条3丁目 (サポートセンター しべつ内)	☎ 22-0308	月～金 8:30～17:15	市内中央北地区 (宮下通北側)・ 市内中央西地区 (大通西側)・南 士別・西士別・ 北町・温根別
在宅介護支援 センター 「しあわせ」	東5条16丁目 (ボヌール士別内)	☎ 29-2229	月～金 9:00～17:15 土 9:00～12:30	市内中央東地区 (大通東側)・宮下 通南側)・南町・東 山・東丘・武徳・ 下士別・多奇・川 西・中士別
在宅介護支援 センター 「みどり」	朝日町 中央4029番地 (朝日美土里 ハイツ併設)	☎ 28-4701	月～金 8:30～17:30	朝日・上士別

《メモ》

.....

.....

.....

.....

.....

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です



高齢者福祉 介護保険 ガイドブック

わかりやすい利用の手引き



令和3年度
(2021年度)～
令和5年度
(2023年度)
まで

士別市

令和3年8月現在の内容です。

～ 第8期計画の概要 ～

市では、令和3年度からの3年間で期間とした、「第8期士別市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」を策定しました。計画では、「安心して生活できるまち」、「健やかに暮らせるまち」、「生きがいもち、支え合えるまち」を基本目標とし、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を送るための「医療」や「介護」、「生活支援サービス」などを切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」のさらなる推進をめざし、高齢者の自立支援・介護予防や重度化防止に向けた取り組み、在宅医療と介護の連携を図るための環境整備のほか、すべての人々が暮らしと生きがいを共に作り合う「地域共生社会」の実現に向け各種の取り組みなどを記載しています。

基本理念

生涯を通した安心・生きがい・こころのまち

基本目標

●安心して生活できるまち

市民が身近な地域で介護サービスが受けられるよう、サービス基盤の整備や、利用者本位のサービス提供など、介護保険サービスの質の向上を図ります。

●健やかに暮らせるまち

高齢者をはじめ、すべての市民がいつまでも要介護状態にならず、健康で生きがいに満ちた生活を送るために、介護予防の意識を高め、自らが身近な地域で主体的に、また、地域に根ざした健康づくりや介護予防に取り組める環境づくりを推進します。

●生きがいもち、支え合えるまち

このため、高齢者の多様性・自発性を十分に尊重し、生きがい活動を通して、高齢者が様々な分野に積極的に参加していくことを支援します。また、見守り・支え合いにより、地域全体で高齢者を支える地域包括ケアの仕組みづくりに取り組みます。

令和3年4月より

- 要介護認定の有効期間が延長されます

令和3年8月より

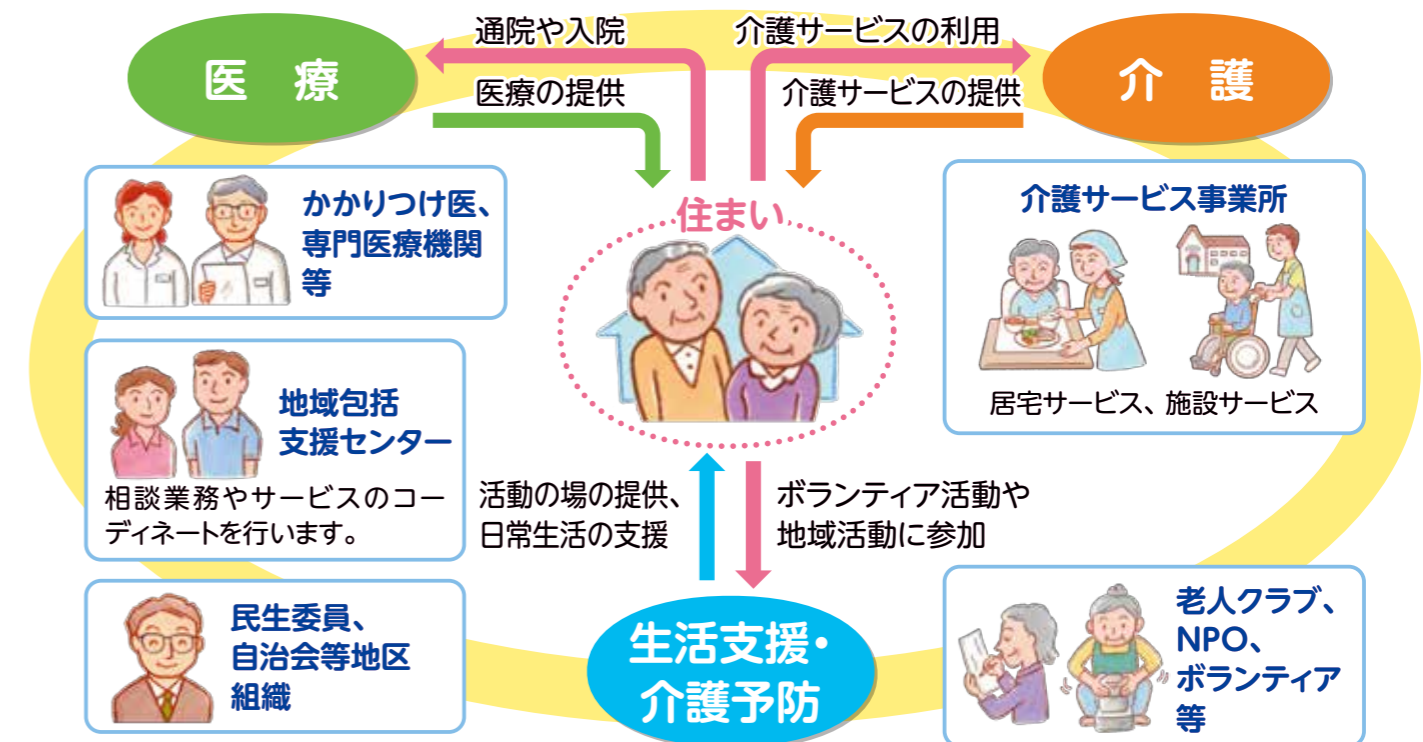
- 高額介護サービス費の上限額が見直されます
(→ 19 ページ参照)

令和3年8月より

- 低所得の施設入所者の食費・光熱費・室料などへの補助が一部見直されます
(→ 21 ページ参照)



地域包括ケアシステム(イメージ)



介護が必要な状態になっても地域で暮らしていくには、「住まい」を前提として「介護」や「医療」などのいざというときのためのサービスと、「介護予防」「生活支援」など日頃から必要なサービスが、日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供される体制が必要です。

- 第8期計画の概要 2
- 介護保険制度の改正について 3
- 高齢者の相談窓口 5
- 介護保険制度のしくみ 8
- サービス利用の手順 10
 - サービス利用の流れ① 相談～利用できるサービス 10
 - 要介護認定の流れ 12
 - サービス利用の流れ② ケアプランの作成からサービス利用まで 16
- 利用者負担について 18
 - 利用者負担の軽減について 21
- 介護保険関連サービスの種類と費用 22
 - ①施設で利用するサービス 23
 - ②在宅で利用するサービス 26
 - ③その他のサービス 31
- 介護保険料について 42
- サービス事業者一覧 46

本ガイドブックの内容は、士別市のホームページからもご覧になれます。

→ 士別市、介護保険、ガイドブックで検索。
または右記の二次元コードでアクセス



高齢者の相談窓口

- 士別市の高齢者の皆さんが、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、介護・福祉・医療などの様々な機関と連携し、高齢者やその家族を総合的に支援します。
- 総合相談窓口には、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等の専門職が配置されています。
- 「どこに相談したらいいかわからない」という場合は、まずは地域包括支援センターにご相談ください。

たとえば…

- 認知症の心配
- お金などの財産の管理
- 介護予防サービスや介護サービスの紹介
- 自分のことが心配だったり、家族のことが心配だったり など



《高齢者の相談窓口》

名称	所在地・電話番号[市外局番(0165)]	基本利用時間	担当地区
地域包括支援センター	東6条4丁目 士別市役所内 ☎ 26-7754	月～金 8:30～17:15	市内全域
在宅介護支援センター「ふれあい」	東5条3丁目 サポートセンター しべつ内 ☎ 22-0308	月～金 8:30～17:15	市内中央北地区 (宮下通北側) 市内中央西地区 (大通西側) 南士別・西士別・北町・温根別
在宅介護支援センター「しあわせ」	東5条16丁目 ボヌール士別内 ☎ 29-2229	月～金 9:00～17:15 土 9:00～12:30	市内中央東地区 (大通東側・宮下通南側) 南町・東山・東丘・武徳・ 下士別・多寄・川西・ 中士別
在宅介護支援センター「みどり」	朝日町中央 朝日美土里ハイツ併設 ☎ 28-4701	月～金 8:30～17:30	朝日・上士別

こんなときは…

高齢者が虐待されているかもしれないと思ったら

地域のみなさんの「気づき」が、虐待を未然に防いだり、早期対応を可能なものにします。次の相談窓口で地域のみなさんからの通報やご相談をお受けしています。

名称	所在地	電話番号 [市外局番(0165)]
士別市地域包括支援センター	東6条4丁目1番地 士別市役所健康福祉部	26-7754
士別市介護保険課		26-7752

このような行為は虐待にあたる場合があります。

- 身体的虐待(暴力を加える、物を投げる、自由に外出ができないようにする等)
- 介護の放棄・放任(世話をしない、適切な医療・介護サービスを受けさせない等)
- 心理的虐待(無視をする、子ども扱いをする、言葉や態度で精神的な苦痛を与える等)
- 性的虐待(性的な行為を強要する、下半身を裸にして放置する等)
- 経済的虐待(年金や貯金・財産を勝手に使う・処分する等)

財産の管理や契約行為、日常的な金銭管理などを行うのが難しい方は

■日常生活自立支援事業の利用を支援します (日常的な金銭管理の範囲内での支援)

高齢や障がいにより判断能力に不安がある方が、在宅で自立した地域生活を送れるよう、福祉サービス利用支援(相談・手続きなど)や、生活費の管理、通帳・証書等の預かり等をお手伝いする事業です。次の相談窓口でご相談をお受けしています。

また、士別市では、日常生活自立支援事業の費用に対する助成を行っています。詳細は、37ページを参照してください。

名称	所在地	電話番号 [市外局番(0165)]
士別市社会福祉協議会 (士別地域成年後見センター)	東5条3丁目 サポートセンターしべつ内	26-7500

■成年後見制度の利用を支援します (財産管理や身上保護に関する契約等の法律行為全般)

認知症などにより、判断能力が不十分で、財産管理や福祉サービスの利用契約などを自分で行うことが困難な方に対して、成年後見制度が適切に利用できるよう、情報の提供や支援を行います。

成年後見制度とは、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人に代わって契約を行ったり(代理権)、本人が誤った判断で契約をしたりした場合に、その契約を取り消す(同意権・取消権)など、本人の生活状況に応じた保護や支援を行う制度です。

次のような行為が支援されます

- 財産管理…本人の預貯金、不動産などの財産管理や契約など
- 身上保護…福祉サービス等の契約や施設等の入所手続き、費用の支払い、本人の生活状況や健康状態の確認など

上記のような法律行為などを支援する人(成年後見人等)が本人に代わって行ったり、不利益な契約について取り消したりすることができます。

成年後見制度には、法定後見制度・任意後見制度の2つの種類があります。

【法定後見制度】すでに判断能力が低下した場合に利用する制度

本人の判断能力が不十分になったときに、親族等が家庭裁判所に申し立て、家庭裁判所が後見人等を選任する制度です。

法定後見制度には「後見」「保佐」「補助」の3つの種類があります。

【任意後見制度】判断能力のあるうちに将来に向けて契約する制度

本人があらかじめ、任意後見人になってくれる人と後見してもらう内容を決め、契約を結ぶことによって判断能力が低下したときに備える制度です。

任意後見契約は「公正証書」を作成して契約を締結し、判断能力が低下したときに家庭裁判所に申し立て、「任意後見監督人」が選任された後に支援が開始されます。

名称	所在地	電話番号 [市外局番(0165)]
士別市地域包括支援センター	東6条4丁目1番地 士別市役所健康福祉部	26-7754
士別市介護保険課		26-7752
士別市社会福祉協議会 (士別地域成年後見センター)	東5条3丁目 サポートセンターしべつ内	26-7500

介護保険制度のしくみ

介護を社会全体で支え合う制度です

みなさんがいつまでも住みなれたまちで安心して暮らせるためのしくみ。それが、市区町村が運営する**介護保険**です。40歳以上のみなさんが加入者(被保険者)となって保険料を出し合い、必要に応じた介護サービスを利用できる制度です。

加入する方

40歳以上の方は、お住まいの市区町村が運営する介護保険の加入者となります。年齢ごとに、65歳以上の方は**第1号被保険者**、40歳から64歳までは**第2号被保険者**となります。

65歳以上の方



第1号被保険者

40歳から64歳までの方



第2号被保険者

介護保険証と介護保険負担割合証

<p>介護保険証</p>	<p>介護保険の保険証(介護保険被保険者証)は、被保険者一人に一枚交付されます。介護サービスを利用するときやケアプランの作成を依頼するときに必要なので、大切に保管してください。</p>	<p>見本</p>
<p>介護保険負担割合証</p>	<p>介護保険負担割合証には、介護サービスを利用するときを支払う利用者負担の割合が記載されています。要支援・要介護またはサービス事業対象者と認定された方に交付されますので、サービス利用の際に保険証と一緒に提示してください。</p>	<p>見本</p>

加入者のみなさん(被保険者)

65歳以上の方
(第1号被保険者)

サービスを利用できる方

市区町村に「介護が必要」と認定された方



※介護が必要になった原因が、どんな病気やけがかは問われません

40歳から64歳までの方
(第2号被保険者)

サービスを利用できる方

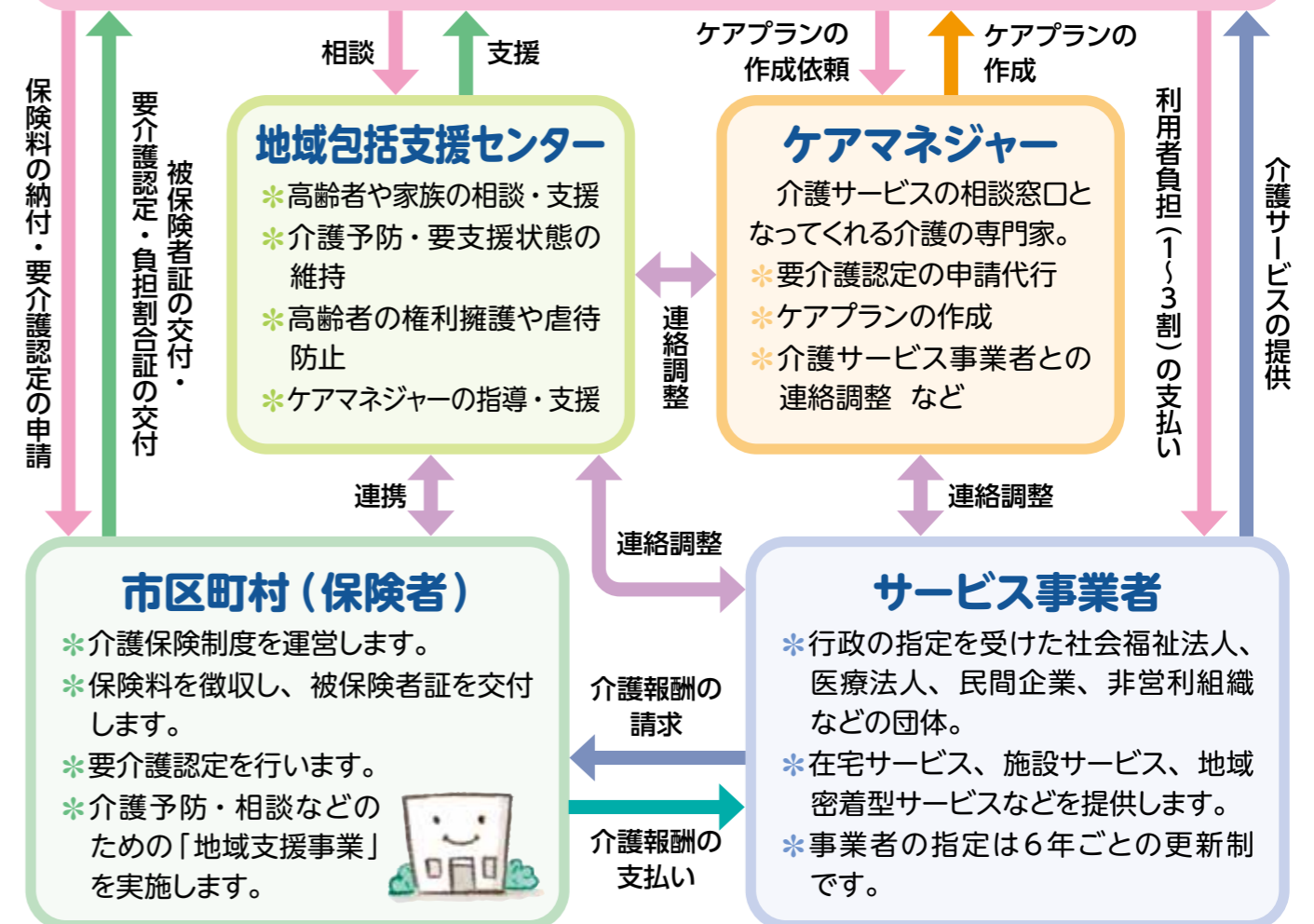
老化が原因とされる**特定疾病***が原因で、介護が必要であると認定された方



※特定疾病以外の原因の場合は、介護保険の対象にはなりません

*特定疾病は以下の16種類が定められています。

- 筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症 ●初老期における認知症 ●脊髄小脳変性症 ●脊管狭窄症 ●早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患
- パーキンソン病関連疾患 ●閉塞性動脈硬化症 ●関節リウマチ ●慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- がん(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)



サービス利用の手順

サービス利用の流れ① 相談～利用できるサービス

介護サービスや介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、まずは、介護保険課の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。



① 相談する

介護保険課の窓口または地域包括支援センターで、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

- 介護サービスが必要
- 介護保険施設へ入所したいなど



- 生活に不安があるがどんなサービスを利用したらよいかわからないなど



- 介護予防に取り組みたい
- 認知症が心配など



- 一般高齢者
- 安心して生活するためのサービスなど



② 心身の状態を調べる

要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

要介護認定を受ける

要介護認定の申請 → 要介護認定(調査～判定)

介護保険課の窓口等に申請して、要介護認定を受けます。(12～13ページ)

基本チェックリストを受ける

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。

※介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。



③ 体の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態が判定されます。

要介護度

高
介護が必要な度合い
低

- 要介護5
- 要介護4
- 要介護3
- 要介護2
- 要介護1

- 要支援2
- 要支援1

非該当

生活機能の低下がみられる(事業対象者*)

自立した生活が送れる

*事業対象者とは「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者のことです。また、要介護認定は、事業対象者となったあとも申請できます。

④ 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が利用できます。

介護サービスを利用できます。



介護予防サービスを利用できます。



総合事業

介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。



一般介護予防事業を利用できます。



高齢者向けサービス

(34ページ～)

申請

申請方法などは、各サービスごとに異なります。

認定

各サービスごとに認定の要件は異なります。

サービス利用の手順

サービス利用の流れ②へ(16ページから)

要介護認定の流れ

介護サービス、介護予防サービスを利用するには「要介護認定」を受けて、介護や支援が必要であると認定を受ける必要があります。

「要介護認定」とは、どれくらい介護サービスが必要かなどを判断するための審査です。

① 要介護認定の申請

申請の窓口は市区町村の介護保険担当課です。申請は、本人のほか家族でもできます。

次のところでも申請の依頼ができます。
(更新申請も含まれます)

- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業者
- 介護保険施設

※連絡先については50ページをご覧ください。



申請に必要なもの

- 申請書*
市区町村の窓口においてあります。
- 介護保険の保険証
40～64歳の方は健康保険の保険証が必要です。
- マイナンバー等
各種申請や届け出には、原則として、マイナンバー(個人番号)の記入が必要です。窓口では本人確認のため、マイナンバーの確認と身元確認を行います。

*申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は原則として新規の場合は6か月、更新認定の場合は12か月です。(月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+有効期間)。また、認定の効力発生日は認定申請日になります(更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日)。

要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。市から更新時期に通知します。



② 要介護認定(調査～判定)

市区町村の職員などが自宅を訪問し、心身の状況などの基本調査、概況調査、特記事項について、本人や家族から聞き取り調査などを行います(全国共通の調査票が使われます)。

【基本調査項目】

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 身体機能・起居動作 <input type="checkbox"/> 麻痺(まひ)等 <input type="checkbox"/> 拘縮(関節の動く範囲の制限) <input type="checkbox"/> 寝返り <input type="checkbox"/> 起き上がり <input type="checkbox"/> 座位保持 <input type="checkbox"/> 両足での立位保持 <input type="checkbox"/> 歩行 <input type="checkbox"/> 立ち上がり <input type="checkbox"/> 片足での立位 <input type="checkbox"/> 洗身・つめ切り <input type="checkbox"/> 視力 <input type="checkbox"/> 聴力 | <ul style="list-style-type: none"> ● 生活機能 <input type="checkbox"/> 移乗(いす等へ乗り移り) <input type="checkbox"/> 移動 <input type="checkbox"/> えん下(食物の飲み込み) <input type="checkbox"/> 食事摂取 <input type="checkbox"/> 排尿・排便 <input type="checkbox"/> 口腔清潔・洗顔・整髪 <input type="checkbox"/> 衣服着脱 <input type="checkbox"/> 外出頻度 ● 認知機能、精神・行動障がい <input type="checkbox"/> 意思の伝達 <input type="checkbox"/> 記憶・理解 <input type="checkbox"/> 精神・行動障がい | <ul style="list-style-type: none"> ● 社会生活への適応 <input type="checkbox"/> 薬の内服 <input type="checkbox"/> 金銭の管理 <input type="checkbox"/> 日常の意思決定 <input type="checkbox"/> 集団への不適応 <input type="checkbox"/> 買い物 <input type="checkbox"/> 簡単な調理 ● 過去14日間に受けた特別な医療 ● 日常生活自立度 |
|--|---|---|

【主治医意見書】

本人の主治医に、心身の状況について意見書を作成してもらいます。
主治医とは、介護が必要な状態となった直接の原因である病気を治療している医師や、かかりつけの医師など、本人の心身の状況をよく理解している医師です。主治医がいない場合は介護保険課までご相談ください。

● 一次判定(コンピュータ判定)

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行う。

● 二次判定(認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、専門家が審査する。



【介護認定審査会委員の構成】

保健・医療及び福祉の各分野の均衡を図り、医師・歯科医師・薬剤師・保健師・看護師・福祉職の有識者が、市長より任命され、介護認定審査会が行われています。

◆ 認定結果に不服があるときは ◆

要介護認定の結果に疑問や納得ができない点がある場合には、まず市区町村の窓口にご相談ください。その上で、納得できない場合は、都道府県に設置されている「介護保険審査会」に不服申し立てができます。



要支援・要介護の状態のめやす

介護の必要性の度合いによって「要介護状態区分」が決まり、受けられるサービスも異なります。介護区分における心身の状態の大まかなめやすは、下記のようになります。

区分	状態の大まかなめやす
非該当	自立した生活ができており、今のところ介護や支援を必要としていない状態。
要支援1	食事や排泄など日常生活に支障はないものの、家事や薬の管理など、生活の一部に支援が必要な状態。
要支援2	日常生活に支援は必要だが、介護サービスの利用によって介護予防ができる可能性が高い状態。
要介護1	①疾病や外傷等により心身の状態が安定していない状態。 または ②日常生活能力や理解力が低下して、部分的な介護が必要な状態。
要介護2	歩行や起き上がりなどに介助が必要な場合が多く、食事や着替えは自分でできるが排泄には手助けが必要。認知症がある場合は、理解力の低下が表面化する状態。
要介護3	歩行や起き上がりが自分ではできず、食事や排泄などの日常生活の大半に介助が必要な状態。認知症では理解力の低下や、問題行動が現れるケースもある。
要介護4	食事や排泄などの日常生活に、全面的な介助が必要で、介護なしには日常生活を営むのが困難な状態。認知症では、理解力の低下が顕著になる。
要介護5	寝たきりの状態で寝返りもできず、日常生活すべてに全面的な介助が必要な状態。心身の機能が低下し、読解力や理解力に問題が生じ、意思の伝達も困難となる。

※有効期間内に心身の状態が変化したときには、市区町村の介護保険担当窓口にて区分の変更を申請することができます。

介護認定 Q&A

Q 申請後、認定結果が通知されるまでの間でも介護サービスを利用できますか？

A はい。申請後、認定結果が通知されるまでの間でも、「暫定ケアプラン」を作成して届けを出すことで、原則1割～3割の利用者負担で介護サービスを利用できます。ただし、認定の結果「非該当(自立)」となった場合は、全額自己負担となります。



Q 要介護認定後に引越した場合、再度、申請し直さなければなりませんか？

A いいえ、その必要はありません。引越し先でも、以前認定された要介護度に基づいたサービスが受けられます。転出の際、市区町村の介護保険担当窓口にて「受給資格証明書」を受け取り、転入後14日以内に、引越し先の役場に提出してください。

Q 要介護認定の有効期間内に、心身の状態が変化した場合、どうなるのでしょうか？

A 有効期間内に心身の状態が変化し、認定された要介護状態区分に当てはまらなくなったときには、市区町村の介護保険担当窓口にて区分の変更を申請してください。手続きの方法は、初回と同じです。

用語解説

【居宅介護支援事業者】

ケアマネジャー(介護支援専門員)が所属し、介護保険サービスを利用するときの窓口となります。ケアマネジャーは、利用者の心身の状態に必要な介護サービスを組み合わせた「ケアプラン(介護サービス計画)」を作成し、サービス事業者への連絡や手配を行うほか、さまざまな相談に応えるなど幅広く利用者や家族を支援します。

【地域包括支援センター】

介護予防に関する業務を担っている市区町村に設けられた施設です。主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門家が在籍しており、介護に関する相談だけでなく、虐待防止や権利擁護など、高齢者が抱えるさまざまな問題の相談も行っています。(52ページ参照)

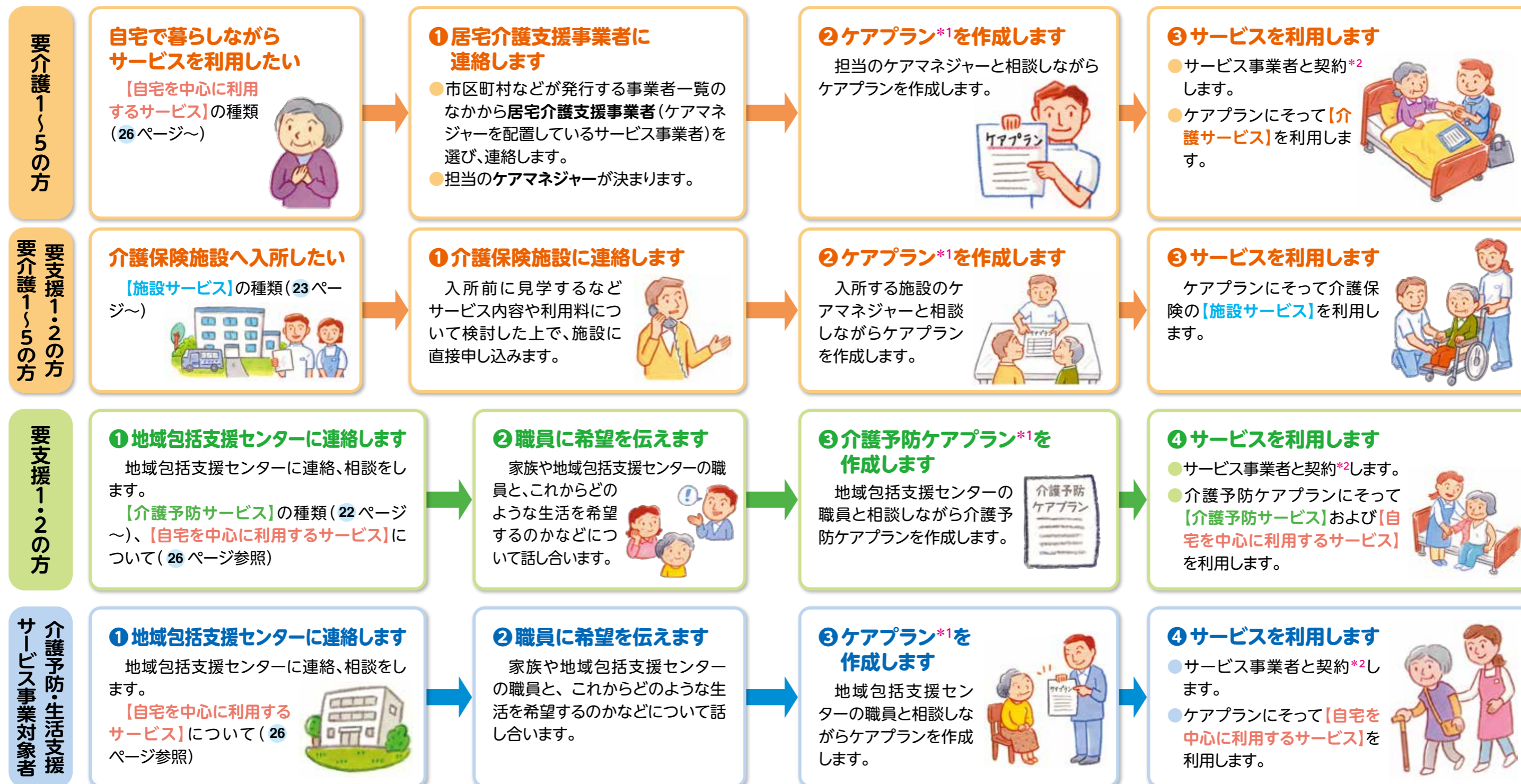
ケアプランの作成からサービス利用まで

要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援事業者に、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。また、要支援1・2と認定された方および介護予防・生活支援サービス事業対象者は地域包括支援センターに連絡します。



サービス利用の手順

サービス利用の手順



*1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

*2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

利用者負担について

原則として費用の1割を負担します

ケアプランに基づいてサービスを利用するとき、みなさんがサービス事業者に支払うのは、**原則としてかかった費用の1割（一定以上所得者*は2割または3割）**です。また、利用するサービスによっては、別に食費・居住費や日常生活費などが必要となる場合や、介護保険の対象とならないサービス費用もあります。

	所得要件	負担割合
*一定以上所得者	本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「課税年金収入+その他の合計所得金額」が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の方	2割
	本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「課税年金収入+その他の合計所得金額」が単身で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上の方	3割

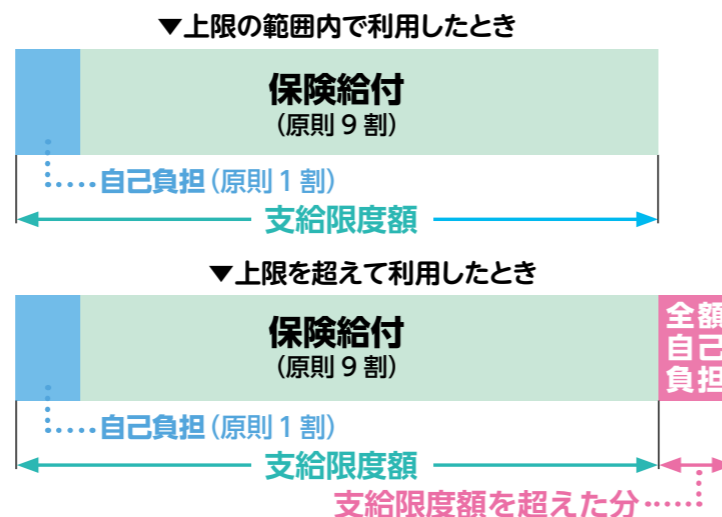
※市区町村から費用の負担割合を記載した「介護保険負担割合証」が交付されます。

在宅サービスの費用

介護保険の在宅サービスなどを利用する際には、要介護状態区別に、保険から給付されるサービス費用のひと月あたりの上限額（支給限度額）が決められています。上限の範囲内でサービスを利用する際の利用者負担は1割～3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額利用者の負担となります。

《おもな在宅サービスの支給限度標準額（1か月）》

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円



●支給限度額に含まれないサービス

- ◆特定福祉用具販売 ◆住宅改修費 ◆居宅療養管理指導
- ◆特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用を除く）
- ◆認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- ◆地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
- ◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※介護予防サービスについても同様です

1か月の自己負担が高額になったとき

同一月内に利用したサービスの「1割～3割の利用者負担の合計金額」が高額になり、一定額（上限額＝下表）を超えたときは、申請することで、超えた分が「高額介護サービス費」としてあとから支給されます。同じ世帯内に複数のサービス利用者がある場合には、世帯の合計額となります。

※市区町村の介護保険担当窓口にて「高額介護サービス費支給申請書」を提出してください。
※施設サービスでの食費・居住費・日常生活費など、介護保険給付対象外のサービスの利用者負担は対象とはなりません。

《自己負担の上限額（1か月）》

対象者	自己負担の上限額（世帯合計）
老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方等	15,000円
世帯全員が住民税非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方等	24,600円 （個人の場合は15,000円）
世帯の全員が住民税非課税の方	24,600円
上記以外の一般世帯の方	44,400円
現役並み所得相当世帯*で、年収約770万円未満の世帯の方	44,400円
現役並み所得相当世帯*で、年収約770万円以上の世帯の方	93,000円
現役並み所得相当世帯*で、年収約1,160万円以上の世帯の方	140,100円

*現役並み所得相当世帯：年収約383万円以上

令和3年
8月より

介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき

同じ世帯内で、医療保険と介護保険の両方を利用しているケースは少なくありません。医療保険には「高額療養費」、介護保険には「高額介護サービス費」という費用負担の軽減制度がありますが、両者を合わせると負担が高額になってしまうケースも多いため、「高額医療・高額介護合算制度」が設けられています。

医療保険と介護保険の自己負担を合算して年間の限度額（下表）を超えた場合には、申請して認められると「高額医療合算介護サービス費」として、超えた額があとから支給されます。

《自己負担限度額（年額：8月～翌年7月）》

区分	70歳未満の方	区分	70歳以上の方
年間所得901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円
年間所得600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上690万円未満	141万円
年間所得210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上380万円未満	67万円
年間所得210万円以下	60万円	課税所得145万円未満*	56万円
住民税非課税世帯	34万円	住民税非課税世帯	31万円
		住民税非課税世帯（所得が一定以下）	19万円

*年間所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

年間所得＝総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額。

利用者負担の軽減について

施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合、①サービス費用の1割～3割、②食費、③居住費、④日常生活費が、利用者の負担となります。

食費 = 食材料費 + 調理コストに相当する費用 ※栄養管理は保険給付対象

居住費 = 施設の利用代(減価償却費) + 電気、ガス、水道等の光熱水費に相当する費用

※食費・居住費の利用者負担は施設と利用者の契約により決まります。

対象施設およびサービス

- ◆ 介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)の食費と居住費
- ◆ ショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)の食費と居住費



基準費用額(1日あたり)

施設の種類	居住費				食費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
介護老人福祉施設 短期入所生活介護	2,006円	1,668円	1,171円	855円	1,445円
介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 短期入所療養介護	2,006円	1,668円	1,668円	377円	1,445円

※基準費用額とは施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が決める額です。

用語解説

【居室の種類】

- ユニット型個室……リビングルーム(共同生活室)がある個室
- ユニット型個室的多床室……間仕切りで個室化したユニット型の居室
- 従来型個室……共同生活室のない個室
- 多床室……一つの部屋に多人数が入所する居室

自己負担限度額が設けられます

低所得の方でも施設利用が困難とならないよう、下の表に該当する方は、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、基準費用額との差額は**補足給付(特定入所者介護サービス費)**として介護保険から給付されます。

※通所サービスにおける食費負担は除く。



申請が必要です!

低所得による自己負担限度額の適用を受けるためには、市区町村に申請して「介護保険負担限度額減額」の認定を受けてください。

《負担限度額(日額)》

利用者負担段階	居住費等				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階 ・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金の受給者であって本人および世帯全員が住民税非課税の方	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円
第2段階 ・本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	490円(420円)	370円	390円	600円
第3段階① ・本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	1,000円
第3段階② ・本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設及び短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額です。
※預貯金などが一定以上(以下の表)ある方は、特定入所者介護サービス費の対象外となります。

	単身	夫婦	第3段階①	単身	夫婦
第1段階	1,000万円超	2,000万円超	第3段階①	550万円超	1,550万円超
第2段階	650万円超	1,650万円超	第3段階②	500万円超	1,500万円超

令和3年8月より

令和3年8月より

所得の低い方は利用者負担が軽減されます

介護サービスを利用する場合、原則、費用の1割～3割が利用者負担となりますが、所得の低い方については、高額介護サービス費(19ページ参照)などで負担の軽減が行われ、さらに特別対策として以下の措置が講じられます。

● 社会福祉法人のサービスを利用するとき

住民税非課税世帯で特に生計が困難な方が、社会福祉法人等が提供する介護サービス(ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ、特別養護老人ホーム)を利用する場合に、利用者負担が軽減されることがあります。

※詳しくは介護保険担当窓口にご確認ください。

申請が必要です!

介護保険担当窓口で確認証の交付を申請する必要があります。

介護保険関連サービスの種類と費用

介護保険サービスには、在宅介護の方が利用する「居宅サービス」と施設に入所して利用する「施設サービス」があります。また、居宅サービスには、施設のある市区町村に住んでいる方だけが利用できる「地域密着型サービス」があります。

このほか介護保険に関連した高齢者向けの、市独自のサービスを紹介しています。

マーク、自己負担のめやす等の見方

要介護1～5の方 要介護1～5の方が、介護保険を利用して受けられるサービスです。

要支援1・2の方 要支援1・2の方が、介護保険を利用して受けられるサービスです。
※要介護3～5の方向けのサービスや、要支援2の方向けのサービスは、数字のちがいで表現しています。

対象者 対象者は、サービスごとに説明しています。

地域密着型サービス 原則として、事業所のある市区町村に住んでいる方だけが利用できるサービスです。サービスの種類などは市区町村によって異なります。

- 自己負担は、1割、2割、3割のいずれかとなります。本冊子では、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。(負担割合については、18ページを参照してください)
- 実際にかかる費用は、利用する事業者の所在地や体制、サービスの内容等によって異なる場合があります。

事業者を選ぶために…

介護保険は「利用者本位」が原則で、利用者の意思が最も尊重されることが重要です。そのため、自分で必要な情報を集めることが大切になります。

すべてのサービス提供事業者や施設には、決められた項目にしたがって情報を公開することが義務付けられています。それらの情報は、厚生労働省のホームページ(下記)から閲覧することができますので、参考にしてみましょう。

また、デイサービスセンター等の施設を比較・検討するときは、実際に施設を見学したり、体験利用をしたりするのもおすすめです。職員の方の対応や、食事の内容など具体的なサービスを知ることができます。



URL <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/> **介護 公表 検索**

① 施設で利用するサービス

在宅介護が難しい場合など、介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」といいます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望する場合には、施設に直接申し込みます。

- ※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプなどによって異なります。
- ※居住費、食費、日常生活費は別途自己負担となります。
- ※居室の種類については、20ページを参照してください。

要介護3～5の方

※生活全般での介護が必要な方

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で、在宅での介護が困難な方のための施設です。食事、入浴、排泄などの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。

●サービス費用のめやす

多床室の場合
(1日につき) ()内は利用者負担

■要介護3～要介護5
7,120円(712円)～8,470円(847円)

要介護1～5の方

※在宅復帰をめざしてリハビリを受けたい方

介護老人保健施設(老人保健施設)

病状の安定している方に、医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を提供し、家庭への復帰を支援するための施設です。



●サービス費用のめやす

多床室の場合
(1日につき) ()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
7,880円(788円)～10,030円(1,003円)

※病院での長期的な療養を要する方

介護療養型医療施設(療養病床等)

急性期の治療を終えた、長期療養が必要な方のための医療機関の病床です。医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられます。



※令和6年3月までに廃止予定です。

●サービス費用のめやす

多床室の場合
(1日につき) ()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
6,860円(686円)～11,460円(1,146円)

※長期的な療養と介護を一緒に受けたい方

介護医療院

慢性期の医療と介護の両方のニーズに対応するために、新たに創設された施設です。看取り介護やターミナルケアなどにも対応します。



●サービス費用のめやす

多床室の場合
(1日につき) ()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
8,250円(825円)～13,620円(1,362円)

要介護1～5の方

特定施設入居者
生活介護

有料老人ホーム等に入居中の高齢者が、要支援・要介護状態になったときは、日常生活上で必要な介護や機能訓練などが介護保険で受けられます。



●サービス費用のめやす

(1日につき) ()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
5,380円(538円)～8,070円(807円)

要支援1・2の方

介護予防
特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者が、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を受けられます。

●サービス費用のめやす

(1日につき) ()内は利用者負担

■要支援1・2
1,820円(182円)～3,110円(311円)

要介護1～5の方

短期入所生活介護
(ショートステイ)
短期入所療養介護
(医療型ショートステイ)

老人保健施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを行います。

※日常生活上の介護を受ける「生活介護」と、医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」の2種類があります。

●サービス費用のめやす

介護老人福祉施設(併設型・従来型個室)の場合

(1日につき) ()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
5,960円(596円)～8,740円(874円)

介護老人保健施設(従来型個室)の場合

(1日につき) ()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
7,520円(752円)～9,660円(966円)

要支援1・2の方

介護予防
短期入所生活介護
(ショートステイ)
短期入所療養介護
(医療型ショートステイ)

老人保健施設や医療機関等で、共通サービスとして日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。

●サービス費用のめやす

介護老人福祉施設(併設型・多床室)の場合

(1日につき) ()内は利用者負担

■要支援1・2
4,460円(446円)～5,550円(555円)

介護老人保健施設(多床室)の場合

(1日につき) ()内は利用者負担

■要支援1・2
6,100円(610円)～7,680円(768円)

要介護1～5の方

地域密着型サービス

地域密着型特定施設
入居者生活介護

入所定員30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居する方のための介護サービスです。



●サービス費用のめやす

(1日につき) ()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
5,420円(542円)～8,130円(813円)

要介護1～5の方

地域密着型サービス

認知症対応型共同
生活介護
(グループホーム)

認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。

●サービス費用のめやす

(1日につき) ()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
7,640円(764円)～8,580円(858円)

要支援2の方

※要支援1の方は利用できません。

地域密着型サービス

介護予防認知症対応型
共同生活介護
(グループホーム)

認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。

●サービス費用のめやす

(1日につき) ()内は利用者負担

■要支援2
7,600円(760円)



要介護1～5の方

地域密着型サービス

地域密着型介護老人福祉施設
入所者生活介護

入所定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する方のための介護サービスです。

※新規入所は原則要介護3以上となります。

●サービス費用のめやす

(多床室)
(1日につき) ()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
5,820円(582円)～8,600円(860円)

◆短期入所円滑化支援事業

市内の介護老人福祉施設(特養)に併設している短期入所施設を利用した場合、居宅介護サービス費の一部を助成します。利用者の負担は1割から3割を負担(所得に応じて変動)

対象者 要介護と認定された方であって、次のいずれかに該当する場合

- 特養に入所していた方であって、医療機関への入院により3か月を経過する前に退所し、退院後に再入所を希望したが欠員が無く、再入所を待つ間に利用する短期入所生活介護費が、1か月の居宅介護サービス費の支給限度額を超える場合
- 家族等の介護支援を受けることができない在宅の方であって、居宅介護サービス費が支給限度額を超えて短期入所生活介護を利用する場合
- 上記と同じ理由により短期入所生活介護を利用する方であって、支給限度額を超えずに30日以上継続して利用する場合

利用料 短期入所生活介護の利用料
(居宅介護サービス費の利用者負担+滞在費+食費)
※居宅介護サービス費の利用者負担は所得に応じて1割から3割

申請先 介護保険課、朝日支所地域住民課

② 在宅で利用するサービス

自宅で利用する「居宅サービス」には、自宅に来て介護援助をしてもらったり、自宅から通って介護などを受けたり、施設に短期間入所するサービスなどがあります。

要介護1～5の方

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴、排泄等の身体介護や調理、掃除などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助（介護タクシー）も利用できます。

受けられるサービスの内容

- 食事・排泄の介助
- 洗顔や歯みがき、入浴の介助
- 体位の変換、就寝や起床の介助
- 移動の介助、通院や外出の付き添い
- 掃除・洗濯・衣類の整理
- 食事の用意や片付け
- 薬の受け取り
- 日用品の買物、ゴミ出し



● サービス費用のめやす ()内は利用者負担

■ 身体介護（20分以上30分未満）
2,500円（250円）

■ 生活援助（20分以上45分未満）
1,830円（183円）

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算となります。

■ 乗車・降車等介助（1回）
990円（99円）

※移送にかかる費用は別途負担となります。

以下のサービスは介護保険の対象とはなりません！
 ×本人以外の家族のための家事 ×草むしりや花木の手入れ
 ×ペットの世話 ×洗濯 ×まどふき
 ×大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの など

◆ **訪問サービス** 自宅で、食事・入浴・排泄の介助などの身体介護や、掃除・洗濯・調理などの生活援助などが受けられます。

対象者 要支援者、事業対象者

利用料 1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

週1回程度	1,176円
週2回程度	2,349円
週2回を超える利用	3,727円

利用日 担当ケアマネジャーと相談のうえ決定します

お問合先 地域包括支援センター、介護保険課、朝日支所地域住民課

要介護1～5の方

訪問入浴介護

看護師、介護士が訪問し、入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車による入浴介助を行います。



● サービス費用のめやす ()内は利用者負担

■ 全身入浴
12,600円（1,260円）

要支援1・2の方

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。

● サービス費用のめやす ()内は利用者負担

■ 全身入浴
8,520円（852円）

要介護1～5の方

訪問看護

疾患等を抱えている方について、訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが居宅を訪問し、主治医と連絡をとりながら療養上の世話や診療の補助を行います。

● サービス費用のめやす ()内は利用者負担

■ 訪問看護ステーションから（20分未満）
3,130円（313円）

■ 病院または診療所から（20分未満）
2,650円（265円）

訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが、訪問によるリハビリテーションを行います。



● サービス費用のめやす ()内は利用者負担

■ 1回につき（20分）
3,070円（307円）

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。



● サービス費用のめやす 単一建物居住者1人に対して行う場合 ()内は利用者負担

■ 医師による指導（1か月に2回まで）
5,140円（514円）

※医療機関の薬剤師が行う場合は月2回まで、薬局の薬剤師、歯科衛生士等が行う場合は月4回までとなります。
 ※医師や歯科医師による訪問診療や投薬、検査、処置などは医療保険の対象となります。

要支援1・2の方

介護予防訪問看護

看護師が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



● サービス費用のめやす ()内は利用者負担

■ 訪問看護ステーションから（20分未満）
3,020円（302円）

■ 病院または診療所から（20分未満）
2,550円（255円）

介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが訪問し、短期集中的なリハビリテーションを行います。

● サービス費用のめやす ()内は利用者負担

■ 1回につき（20分）
3,070円（307円）

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

● サービス費用のめやす 単一建物居住者1人に対して行う場合 ()内は利用者負担

■ 医師による指導（1か月に2回まで）
5,140円（514円）

介護予防が大切なのはなぜ？

体を使わない状態が続くと、だんだんと身体機能は低下していきます。要介護度が軽い方でも、足腰が弱くなったことにより家に閉じこもりがちになり、次第に状態を悪化させて、結果的に介護が必要になってしまうケースも少なくありません。

自分でできることはなるべく自分でいき、意識して体を動かすようにすることで心身の機能が向上し、いつまでも自立した生活を続けることが可能になります。

（介護予防については41ページを参照してください）

要介護1～5の方

地域密着型サービス

小規模多機能型 居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系・宿泊系のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。

●サービス費用のめやす

同一建物居住者以外に対して行う場合

(1 か月につき) ()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
104,230円(10,423円)～271,170円(27,117円)

要支援1・2の方

地域密着型サービス

介護予防小規模多機能型 居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系・宿泊系のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。

●サービス費用のめやす

同一建物居住者以外に対して行う場合 ()内は利用者負担

(1 か月につき)

■要支援1・2
34,380円(3,438円)～69,480円(6,948円)

要介護1～5の方

通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターや特別養護老人ホームなど通所介護施設に通い、他の利用者と一緒に食事、入浴などの日常生活上の支援やレクリエーションなどが受けられます。

受けられるサービスの内容

- 施設への送迎 ●日常生活動作の訓練
- レクリエーションなどの交流活動
- 健康状態の確認

●サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合

(5時間以上6時間未満)

※送迎を含む ()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
5,670円(567円)～9,790円(979円)

地域密着型サービス

地域密着型通所介護

入所定員18人以下の小規模なデイサービスセンター等で、入浴や排泄などの日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。



●サービス費用のめやす

(5時間以上6時間未満) ()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
6,550円(655円)～11,300円(1,130円)

サービス事業者と契約する際の注意点

サービス事業者と契約を行うときには、あらかじめ次のような点に留意するようにしましょう。

- 重要事項説明書などの書類を確認し、サービス内容に納得しましたか?
- 利用する方の病気や身体状況を、しっかり把握してもらっていますか?
- 介護保険を利用できるサービスと利用できないサービスが、わかるようになっていますか?
- 利用料やキャンセル料、支払い方法などがきちんと書かれていますか?
- 契約を解除するときの手続きがわかるようになっていますか?

利用開始後もわからないことや納得のできないことがあれば、事業者を変更することができます。疑問があるときは、まずケアマネジャーに相談してみましょう。

◆通所サービス

通所介護事業所で、食事・入浴・排泄などの日常生活に必要な支援などを受けることができます。また、事業所によっては、機能訓練などの目標に合わせた選択的サービスも利用できます。

対象者 要支援者、事業対象者

利用料 1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

《共通サービス》

週1回 程度	4時間未満	事業対象者・要支援1	929円
	4時間以上	事業対象者・要支援1	1,672円
週2回 程度	4時間未満	事業対象者・要支援2	1,904円
	4時間以上	事業対象者・要支援2	3,428円

《選択サービス》

運動機能及び栄養改善	480円
運動機能及び口腔機能向上	480円

など

利用日 担当ケアマネジャーと相談のうえ決定します

お問合先 地域包括支援センター、介護保険課、朝日支所地域住民課

要介護1～5の方

通所リハビリテーション (デイケア)

老人保健施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを日帰りで行います。



●サービス費用のめやす

(所要時間4時間以上5時間未満)

※送迎を含む ()内は利用者負担

■要介護1～要介護5
5,490円(549円)～9,500円(950円)

要支援1・2の方

介護予防通所 リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関等で、共通サービスとして日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。

●サービス費用のめやす

(1か月につき) ()内は利用者負担

■要支援1・2
20,530円(2,053円)～39,990円(3,999円)

リハビリの専門家ってどんな人?

リハビリの専門家には次のような職種があり、医師が必要と認めた場合に、利用者の状態に応じたリハビリを行います。

理学療法士：日常生活に必要な基本動作を維持したり、回復させたりするために、体操や運動、温熱を利用した物理療法などを行います。

作業療法士：家事や工芸などの日常活動や遊びなどの動作を取り入れながら、心身の機能や社会適応能力の回復を図ります。

言語聴覚士：言語や聴覚に障がいのある方に、発声や発語、飲み込みなどの専門的なサービスを提供し、機能の維持・回復を図ります。

◆施設入浴サービス

自宅での入浴が困難な方を機械浴の入浴設備のある施設へ移送し、入浴介助等を行います。

対象者 高齢者または身体障害者手帳を有している方で心身の障がい及び傷病等により在宅での入浴が不可能で、訪問入浴介護、通所介護及び通所リハビリテーションの利用が困難な方

利用料 自己負担(1割)の方の場合、1回1,500円(上限:週2回まで)

お問合せ先 介護保険課、朝日支所地域住民課

要介護1~5の方

地域密着型サービス

認知症対応型 通所介護

認知症の方を対象に、専門的なケアを提供する通所介護です。

●サービス費用のめやす

(5時間以上6時間未満) 認知症対応型グループホーム等の共用スペースを利用する場合 ()内は利用者負担

■要介護1~要介護5
4,440円(444円)~5,090円(509円)

要支援1・2の方

地域密着型サービス

介護予防認知症対応型 通所介護

認知症の方を対象に、専門的なケアを提供する通所介護です。



●サービス費用のめやす
(5時間以上6時間未満) ()内は利用者負担

■要支援1・2
4,120円(412円)~4,350円(435円)

◆要援護者等通院交通費助成

通院時にホームヘルパーの介助が必要な方を対象に通院等に要する交通費の一部を助成します。

対象者 ①士別市民で要介護認定者
②2級以上の身体障害者手帳を有している方
(視覚障がいまたは肢体不自由等に限る)

助成要件 ●介護保険サービス、障害サービスの訪問介護を利用している方で、通院時に訪問介護員(ホームヘルパー)が同行し病院内での介助が必要な場合
●介護保険サービス、障害サービスの身体介護(通院等乗降介助を一体的に行う場合に限る。)を利用している方で、乗降介助員(運転手)による治療室等までの移動が必要な場合

助成回数 年間48回まで(片道)

利用料	高齢者	620円
	障がい手帳の交付を受けている方	550円

お問合せ先 ①介護保険課 ②福祉課 ①②朝日支所地域住民課

③ その他のサービス

要介護1~5の方

福祉用具貸与

日常生活の自立を助ける用具や機能訓練に用いるための福祉用具を貸し出します。

●サービス費用のめやす

用具の種類によりレンタル費用の1割~3割が利用者負担となります。

要支援1・2の方

介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与を行います。



要介護4・5の方が利用できる福祉用具

要介護2・3の方が利用できる福祉用具

要支援1・2、要介護1の方が利用できる福祉用具

- | | |
|---|--|
| ①手すり(工事をとまなわないもの) | ③歩行器 |
| ②スロープ(工事をとまなわないもの) | ④歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等) |
| ⑤車いす | ⑨床ずれ防止用具 |
| ⑥車いす付属品(クッション、電動補助装置等) | ⑩体位変換器(起き上がり補助装置を含む) |
| ⑦特殊寝台 | ⑪認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む) |
| ⑧特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等) | ⑫移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む) |
| ⑬自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1~3の方も利用できます) | |

要介護1~5の方

要支援1・2の方

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

入浴や排泄など、貸与になじまない福祉用具の購入費を支給します。要介護状態区分によらず、年度10万円を上限に、福祉用具の購入費を支給します。

介護認定非該当の方など

市独自の事業として、非該当の認定を受けた方等であっても、年度内で購入費(入浴補助用具に限る)5万円を上限として、費用の7~9割(自己負担は1~3割)が支給されます。

※都道府県等の指定を受けていない特定福祉用具販売事業所から購入したものは、介護保険の対象となりませんので、ご注意ください。

※介護保険課への申請が必要です。購入前にケアマネジャーや福祉用具専門相談員に相談してください。



●サービス費用のめやす

用具の種類により購入費の1割~3割が利用者負担となります。

《対象となる用具》

●腰掛け便座 ●特殊尿器 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具

福祉用具貸与、購入は正しく利用して初めて効果が得られます。効用と弊害をきちんと理解して、効果を十分に得られる使い方を心がけましょう。

要介護1～5の方

居宅介護住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。

介護保険で住宅改修するときの注意点

- 必ず事前にケアマネジャーなどに相談し、市区町村へ提出する書類をそろえましょう。
(事前と事後に申請が必要です)
- 信頼できる工事業者を選びましょう
※申請の際は、「介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書」「住宅改修が必要である理由書(ケアマネジャーに作成を依頼)」「領収書」「工事費の内訳書」「完成後の状態を確認できる書類(施工前・後の日付入り写真)」「平面図」などが必要となります。
- 20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。
※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。
※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。
- 入院中、入所中の方は原則対象外です。
- 介護保険被保険者証に記載された住所での改修が対象です。

サービス費用のめやす

要介護状態区分にかかわらず、現住居につき限度額は20万円となり、その1割～3割を利用者が負担します。

《対象となる工事の種類》

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りの防止、移動の円滑化のための床材の変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器などへの便器の取り替えなどの小規模改修
- その他①から⑤の各工事に付帯して必要な工事



介護認定非該当の方など

支給限度額／10万円まで

市独自の事業として、非該当の認定を受けた方等であっても、改修費用の7～9割(自己負担は1～3割)が支給されます。

要支援1・2の方

介護予防住宅改修

◆いきいきクラブ

早期から頭と体を同時に使うことが介護予防・認知症予防に有効であることから、運動・認知・口腔機能向上を目的とした複合プログラムを行うことにより、介護予防の活動の定着化を図ります。

対象者 60歳以上の士別市民
(要介護・要支援認定を受けていない方、デイサービスを利用していない方)

利用期間 約6か月 **利用料** 無料

実施場所 いきいき健康センター **お問合せ先** いきいき健康センター

◆出張所サフォークジム

早期から生活習慣病予防や介護予防に取り組むことにより、要介護状態になることを予防し、ひとりひとりが活動的で生きがいのある人生を送ることができるよう、介護予防の知識の習得と自主運動の定着化を図ります。

対象者 60歳以上の士別市民
(要介護・要支援認定を受けていない方、デイサービスを利用していない方)

利用期間 通年 **利用料** 無料

実施場所 朝日地区：朝日支所 上士別地区：上士別構造改善センター
多寄地区：多寄研修センター 温根別地区：温根別生活改善センター

お問合せ先 いきいき健康センター

◆いきいきサロン

年齢を重ねても人や地域とのつながり、生きがいや楽しみを持ち、住み慣れた場所で生活を続けることができるよう、市民が集まり交流をする場所です。

軽運動や脳トレ、創作活動、健康講話などのプログラムを通して他の参加者との交流を深め、心身の介護予防の取り組みを行います。事前の申込は必要ありませんが、身体的な介護が必要な方は付添が必要です。

お問合せ先 いきいき健康センター

《いきいき健康センター》

市民の介護予防や健康づくり、交流活動を通して健康長寿日本一を目指す拠点施設です。上記の事業のほか、老人クラブ活動や市民が中心となって開催する市民サロン活動(ふまねっと、パッチワーク、囲碁、切り絵など)も行っています。

住所 西2条3丁目1924番地

電話 26-7778



◆介護用品購入券交付

対象者 要介護4、5の判定を受けた要介護者を現に在宅で介護している方
※入院・入所中の要介護者は対象となりません。

助成内容 月額9,000円(1,000円券×9枚)
※市内指定店にて利用できます。なお、つり銭は支払われません。

【使用例：2,500円分の介護用品を購入した場合】

- ・購入券2,000円分と現金500円で支払う
- ・購入券3,000円分で支払う(つり銭無し)

《対象となる介護用品》

- | | | | |
|-----------|---------------------|---------|-----------|
| ●紙おむつ | ●尿とりパット | ●使い捨て手袋 | ●清拭剤 |
| ●ドライシャンプー | ●お尻ナプキン | ●滅菌ガーゼ | ●嚥下補助食品 |
| ●消臭・防臭剤 | ●使い捨て防水シート | ●口腔ケア用品 | ●おむつ専用ごみ袋 |
| ●食事用エプロン | ●介護用スプーン・フォーク・箸・横飲み | ●介護食品 | |

お問合先 介護保険課、朝日支所地域住民課

◆短期入所生活介護(療養介護)事業所の無料利用券交付

対象者 要介護4、5の判定を受けた要介護者を現に在宅で介護している方
※要介護者が小規模多機能型居宅介護を利用している場合は、対象外。

助成内容 介護サービス計画に基づき、市内の短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所の利用料及び実費負担額の無料利用券(10日分)を交付します。

お問合先 介護保険課、朝日支所地域住民課

◆救急医療キット(命のボタン)交付事業

ひとり暮らしの高齢者等が急病になった場合に備えて、病歴や服薬歴、緊急連絡先等を記入した情報キットを冷蔵庫に保管し、緊急時の際に救急隊から医療機関に迅速かつ円滑に情報をつないでいくため緊急医療情報キットを配布します。

- 対象者**
- ・ひとり暮らしの高齢者(65歳以上)
 - ・高齢者世帯
 - ・日中独居高齢者
 - ・心身障がいまたは疾病等の事由により上記対象者と同等と認められる方

お問合先 地域包括支援センター、朝日支所地域住民課、各出張所

◆緊急通報サービス

ひとり暮らしの高齢者等に緊急通報装置を貸与し、緊急時の救急活動の迅速化を図り、生活不安を解消します。

対象者 次のいずれかに該当する方

- ①ひとり暮らしの高齢者で、身体虚弱*のため緊急事態に機敏に行動することが困難な方
- ②寝たきりの高齢者またはこれに準ずると認められる方と同居する高齢者のみで構成される世帯に属する方
- ③85歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する方
- ④上記①～③に定める方と同等と認められる方で、援護が必要と市長が認められた方
- ⑤ひとり暮らしの重度身体障がい者で、緊急事態に機敏に行動することが困難な方

*身体虚弱とは、心疾患、脳血管疾患、呼吸器疾患等です。他にも該当する場合がありますのでご相談ください。

設置費用 所得税非課税世帯：無料
所得税課税世帯に属する方：設置にかかる費用を実費負担

利用料 無料

お問合先 介護保険課、福祉課、朝日支所地域住民課

◆配食サービス

近隣に家族等がおらず、見守りが必要である場合や、低栄養状態で栄養バランスの良い食事が必要な場合に、見守りと栄養改善を目的とした配食を行います。

対象者 安否確認が必要な場合や、低栄養状態が認められる場合で次の項目に当てはまる方

- ①高齢者単独世帯及び高齢者夫婦世帯
- ②障がい者世帯

利用日 月曜日から土曜日(祝日を除く)の昼・夕食
※実施する事業所により異なります。

利用料 昼食 500円
夕食 500円

お問合先 ①介護保険課 ②福祉課
①②朝日支所地域住民課



◆徘徊高齢者位置情報検索システム助成事業

徘徊のおそれのある認知症高齢者等を在宅で介護している家族等に対し、GPS機能の付いた機器の導入にかかわる初期費用の助成を行います。

- 対象者**
 - ・要介護認定における主治医意見書で認知症高齢者の日常生活度がⅡ以上の方
 - ・40歳から64歳であって初老期における認知症である方
 - ・専門の医療機関による診断により認知症と認められた方
- 助成内容** 1万円
(対象者1人に対して位置情報検索システムの導入費用および機器購入費用)
※入会金や端末代に要する初期導入費用が対象となり、初回の事務手数料や月額の基本料金等は対象外となります。
- お問合せ先** 介護保険課

◆士別市SOSネットワーク(事前登録)

徘徊のおそれのある認知症高齢者等が、徘徊により行方不明になった場合、早期に発見、保護ができるよう、関係機関及び市民に情報発信を行います。緊急時には事前登録がなくても利用できますが、事前登録をお勧めします。

※行方不明なられたときは、改めて警察署に捜索願を出す必要があります。



- 対象者** 認知症高齢者等または障がい者
- 利用料** 無料
- 必要書類**
 - ・写真(本人の特徴がわかる胸から上の写真 縦6cm×横5cm)
※スナップ写真可
 - ・印鑑
- お問合せ先** 介護保険課、地域包括支援センター

介護相談員派遣事業

介護サービス利用者の相談に応じる「介護相談員」が定期的に介護サービス事業所に訪問しています。

利用者の相談や、疑問や不安の解消を図るとともに介護サービス事業所の質の向上を図ります。



◆生活支援ショートステイ

同居している家族が冠婚葬祭等で家を空ける場合や体調不良等により一時的に支援ができない場合など、高齢者の在宅生活に支障があるとき、介護施設に短期間入所し、宿泊サービスを提供します。

利用できる日数は、申請月から1年間(12か月)で42日間です。ひと月の利用限度は7日間です。ただし、特別な事情がある場合には14日間まで利用可能。



- 対象者** 要介護認定非該当、または社会的支援を必要とする方
- 利用期間** 申請月から12か月
- 利用日数** 年間利用日数42日、1か月の利用日数上限7日間
(特別な事情がある場合14日間)
※利用日を実施事業所に連絡してください。
- 利用料** 利用する施設、部屋の種類等によって料金が変わります。また、食費、滞在費は別途実費となります。
※所得の状況に応じ利用料金が変わります。
- 実施場所** 士別桜丘荘、士別コスモス苑、朝日美土里ハイツ
- お問合せ先** 介護保険課、地域包括支援センター、朝日支所地域住民課

◆日常生活自立支援事業利用助成事業

判断能力の低下等により、日常生活を営むのに支障がある方を対象とした、日常生活自立支援事業の費用を助成します。

- 対象者** 日常生活自立支援事業を利用している方
- 助成内容**

世帯全員が住民税が非課税で、利用者本人の収入額が80万円以下の方	自立支援事業の利用に要した費用の合計額の全額
世帯全員が住民税が非課税で、利用者本人の収入額が80万円を超える方	自立支援事業の利用に要した費用の合計額の1/2
住民税課税世帯のうち、均等割のみ課税される方	自立支援事業の利用に要した費用の合計額の1/3 <small>※利用者本人の収入額には非課税年金等を含む。</small>
- 必要書類**
 - ・前年度の収入が確認できるもの
 - ・印鑑
- お問合せ先** 介護保険課

◆高齢者等入浴料助成事業

いきいき健康センター、土別市朝日町交流センター「和が舎」の2施設の入浴料を助成します。

対象者 入浴に際し一人で入浴可能な方及び、身体疾患等により付き添いが必要な方は同伴者と入浴可能な方で、次のいずれかに該当する方

- ①満70歳以上で、世帯の収入が基準(169万6千円)を超えない世帯の方
- ②満70歳以上で、身体障害者手帳3級以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上、療育手帳のいずれかの交付を受けている方が属する世帯のうち、世帯収入が基準(199万6千円)を超えない世帯の方
- ③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方、生活保護受給者
- ④ひとり親世帯で、20歳に満たない子を扶養している方及びその子

※世帯収入には遺族年金、障害年金を含みます。

助成額 入浴料の3/4(大人 340円、こども 170円)
《自己負担》大人 110円、こども 50円

- 必要書類**
- ・写真(本人の特徴がわかる胸から上の写真 縦3cm×横2cm)
※スナップ写真可
 - ・印鑑
 - ・上記のほか ①前年の収入が確認できるもの
②前年の収入が確認できるもの、身体障害者手帳等
③身体障害者手帳等
④ひとり親家庭等交通費受給者証等

お問合先 ①②介護保険課 ③福祉課 ④こども・子育て応援課
①～④朝日支所地域住民課



◆敬老バス乗車証交付事業

高齢者の外出支援を目的に、土別軌道の定期路線バスを土別市内の区間に限り、低料金で乗車できる「敬老バス乗車証」と「乗車整理券」を交付します。

多寄町、南土別町にお住まいの方については、土別軌道を利用することが困難なため、道北バスの定期路線バスを利用できるカードも併せて交付します。

対象者 バス利用が可能な満70歳以上の方

利用料 1回100円(身体障害者手帳等の交付を受けている方は50円)

- 必要書類**
- ・生年月日が確認できるもの
※保険証等
 - ・写真(本人の特徴がわかる胸から上の写真 縦3cm×横2cm)
※スナップ写真可
 - ・緊急時の連絡先(氏名、住所、電話番号)

お問合先 介護保険課、朝日支所地域住民課

◆除雪サービス

冬期間の除雪の労力確保が困難な方に対して、日常生活に必要な通路及び居宅の屋根・軒下の除雪を行います。

対象者 当該世帯の年間収入額が、282万7千円を超えない世帯のうち、他からの援助が困難であると認められる、次に該当する世帯

- ①65歳以上の高齢者世帯
- ②3級以上の身体障害者手帳を有している世帯
- ③心身障がいはまたは疾病等の事由が認められる世帯

除雪基準 《通路の除雪》積雪が10cm以上あったときに玄関から道路までの幅80cmの除雪をします。

《屋根・窓等の除雪》登録者から市へ必要に応じて連絡をもらい除雪をします。
※屋根の形状等によって対象とならない場合があります。

実施期間 12月1日から翌年3月31日まで

利用者区分	世帯の年間収入額	利用料	
		日常生活路の除雪	居宅の屋根、窓等の除雪
区分1	169万6,000円以下	無料	30分につき390円
区分2	169万6,000円を超え197万9,000円以下	ひと月当たり660円	30分につき780円
区分3	197万9,000円を超え226万2,000円以下	ひと月当たり1,320円	30分につき1,170円
区分4	226万2,000円を超え254万5,000円以下	ひと月当たり1,980円	30分につき1,320円
区分5	254万5,000円を超え282万7,000円以下	ひと月当たり2,640円	30分につき1,980円

※「3級以上の身体障害者手帳」・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」を有している世帯は、上記基準額にそれぞれ30万円を加算する。

お問合先 介護保険課、朝日支所地域住民課(②、③に該当する場合は福祉課)

認知症カフェ事業 (事業所への支援)

認知症の方の介護を行う方などを対象に、対話を通して支援をすることで家族の負担軽減を目的として、認知症カフェを開催する場合に、開催経費の一部を補助しています。

※開催日時・場所については介護保険課にお問い合わせください。

認知症専門相談事業 (事業所へ委託)

土別市からの委託により、土別桜丘荘・土別コスモス苑・サンフラワーでは、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で生活していくために、認知症専門相談員が、在宅で生活する認知症の人やその家族に対して専門的な相談支援等を行っています。

認知症とは

誰にでも起こりうるものであり、脳の病気や障がい等の様々な原因により、認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態のことです。

早い段階から自分の状態を知り予防活動に取り組むことで、発症の予防や進行の遅延が可能であると言われています。

まずは今の状態を知るために、下記にある認知症チェックシートやチェックシステムを活用していただき、もし不安なことがあったら相談窓口にご相談ください。また、より詳しく知りたい場合には、認知症ケアパスもご覧ください。

●認知症チェックシート

簡易的ではありますが、本人の視点やご家族の視点で、日常生活の中で認知症の初期症状の目安とされる症状を確認することができます。

下記の相談窓口や市のホームページでチェックできます。

→土別市、認知症チェックシートで検索。
または右記の二次元コードでアクセス



相談窓口	住所	電話番号
士別市地域包括支援センター	東6条4丁目1番地(士別市役所内)	26-7754
グループホームサンフラワー	東5条16丁目	29-6661
養護老人ホーム士別桜丘荘	東11条4丁目	23-2560
特別養護老人ホーム士別コスモス苑	東9条2丁目	22-2280

●認知症チェックシステム

いきいき健康センターでは、本人の現在の脳機能を測定することができる「認知症チェックシステム」を設置し、測定結果によって様々な情報を提供しています。

火曜日から土曜日の10時から16時まで測定が可能ですが、測定を希望される場合は事前に予約が必要です。

予約・問合せ いきいき健康センター ☎26-7778

●認知症ケアパス

認知症を発症し、症状が進行していく流れの中で、いつ、どこで、どのような医療・介護・支援が受けられるかを示した手引きです。上記の相談窓口やいきいき健康センター、市役所介護保険課で配布しています。

→土別市、認知症ケアパスで検索。
または右記の二次元コードでアクセス



地域リハビリテーション支援事業(事業所への支援)

リハビリテーション専門職を派遣し、より効果的な運動方法や介護技術、認知症の予防など助言・指導をすることで、市内の通所介護事業所に対して支援を行っています。

介護予防に取り組みましょう

年齢を重ねても、毎日を生きて過ごすためには、元気なうちから介護予防に取り組むことが大切です。日々の生活の中で次のようなことを心がけて、自立した生活を続けていきましょう。

運動・身体活動

- ウォーキングなどの有酸素運動と、スクワットなどの筋力トレーニングを継続して行うことが大切です。
- エレベーターではなく階段を使う、テレビを見ながら体操をするなど、日頃から体を動かす機会を増やしましょう。



転倒予防

- 部屋の整理整頓を心がけ、電化製品のコード類は部屋の壁沿いにまとめておくようにしましょう。
- 水虫や外反母趾など足のトラブルが原因で転倒することがあるので、心当たりがある場合は早めに治療を。



食生活

- 1日3食、主食・主菜・副菜を組み合わせたバランスのよい食事を。
- 低栄養にならないように注意し、肉・魚・卵・乳製品などからたんぱく質をしっかりととりましょう。
- 骨を丈夫にする作用のあるカルシウムやミネラルを含む食品を、意識してとりましょう。



口腔ケア

- 毎日ていねいに歯みがきを行い、お口の中を清潔に保つようにしましょう。
- 噛みごたえのある食品を食べたり、舌や頬などお口周りの運動を行ったりして、口腔機能の維持に努めましょう。



社会生活

- 外出の機会を増やしたり、地域の行事や趣味のサークルに参加したりして、社会とのつながりを保つことが大切です。
- 家族や友人と積極的にコミュニケーションを。直接会えなくても、電話やオンラインで定期的に連絡をとりましょう。



介護保険料について

みんなで制度を支え合う、大切な財源です

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

市区町村の介護保険の運営にかかる費用の総額(利用者負担分を除く)のうち、第1号被保険者が負担する割合(介護保険給付費総額の23%)に応じて基準額が決まります。

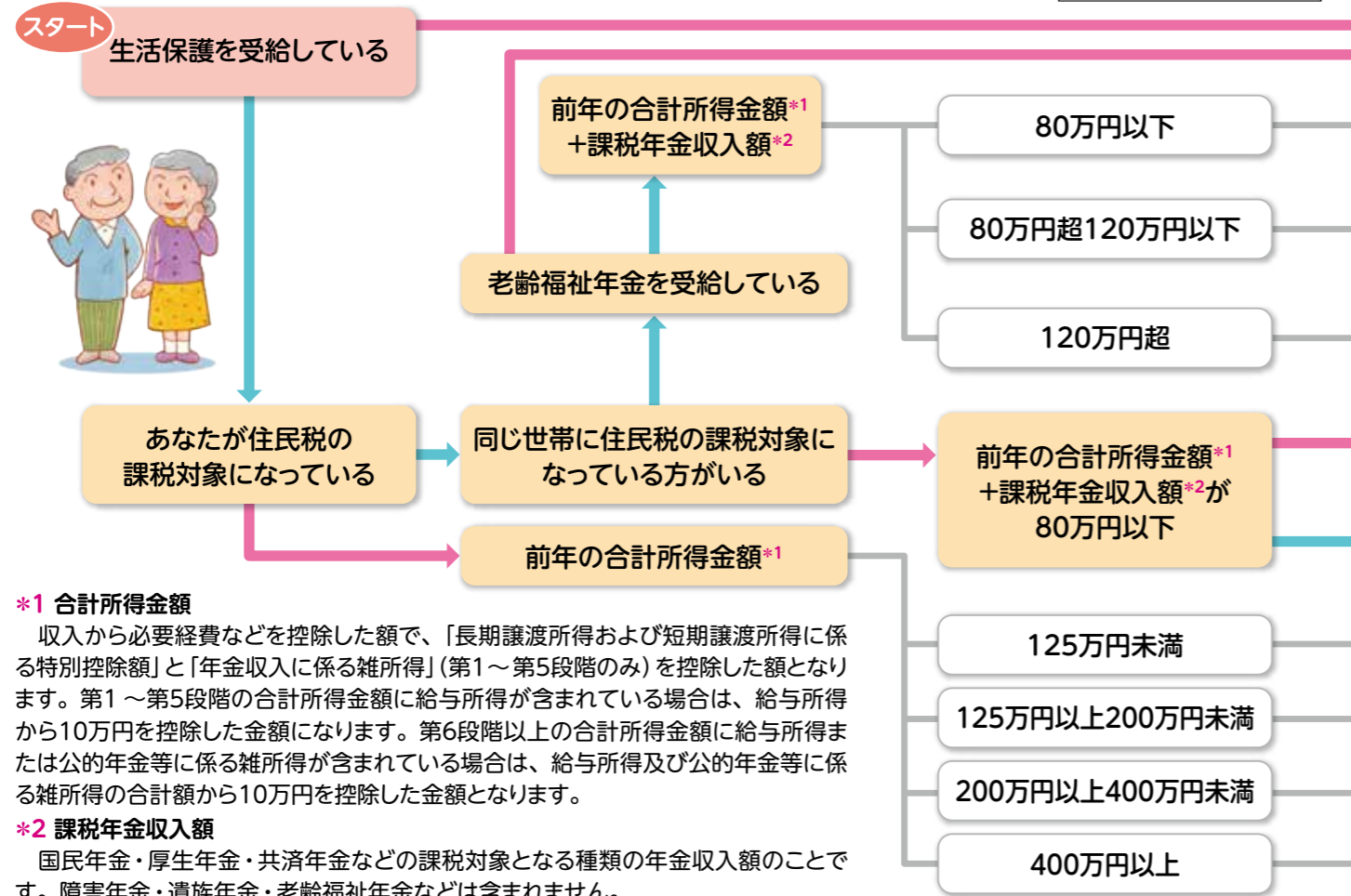


決め方 基準額をもとに算出します。所得の低い方に負担がかかり過ぎないように、所得に応じて保険料が決まります。保険料は3年ごとに見直されるようになっています。

$$\text{保険料基準額(年額)} = \frac{\text{市区町村の介護保険にかかる費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{市区町村の第1号被保険者数}}$$

《あなたの介護保険料をチェックしてみましょう》

はい → いいえ



***1 合計所得金額**
収入から必要経費などを控除した額で、「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る雑所得(第1～第5段階のみ)を控除した額となります。第1～第5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額になります。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額となります。

***2 課税年金収入額**
国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

納め方 原則として、保険料は年金から納めます(特別徴収)。年金の額により、納め方は2種類に分かれます。ちなみに、第1号被保険者として保険料を納めるのは、65歳になった月(65歳の誕生日の前日のある月)の分からとなります。

年金が年額18万円以上の方
(月額1万5,000円以上の方)

特別徴収で納めます

年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。4・6・8月は前年度2月分と同じ保険料額を納めます(仮徴収)。10・12・2月は、前年の所得などをもとに算出された保険料から、仮徴収分を除いた額を振り分けて納めます。(本徴収)

※老齢福祉年金は対象となりません。

次の場合は普通徴収(納入通知書での支払い)となります

- 年度の途中で65歳になったとき
- 年度の途中で他の市区町村から転入したとき
- 年度の途中で所得段階の区分が変更となったとき など

年金が年額18万円未満の方
(月額1万5,000円未満の方)

普通徴収で納めます

送付される納入通知書に基づき、市区町村に個別に介護保険料を納めます。納入通知書の納期にしたがって納めます。**納め忘れない口座振替が便利で確実です。**

以下をご持参の上、納入通知書に記載の金融機関の窓口でお申し込みください。

- 納入通知書
- 預(貯)金通帳
- 通帳の届け出印



保険料段階	該当となる方	保険料年額	保険料率
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と前年のその他の合計所得金額を合わせて80万円以下の方	18,000円	基準額×0.30
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と前年のその他の合計所得金額を合わせて80万円を超え120万円以下の方	24,100円	基準額×0.40
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と前年のその他の合計所得金額を合わせて120万円を超える方	42,200円	基準額×0.70
第4段階	課税者のいる世帯において、本人が市民税非課税で課税年金収入額と前年のその他の合計所得金額を合わせて80万円以下の方	54,200円	基準額×0.90
第5段階(基準額)	課税者のいる世帯において、本人が市民税非課税で課税年金収入額と前年のその他の合計所得金額を合わせて80万円を超える方	60,300円	基準額×1.00
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方	72,300円	基準額×1.20
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	90,400円	基準額×1.50
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	108,500円	基準額×1.80
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上の方	120,600円	基準額×2.00

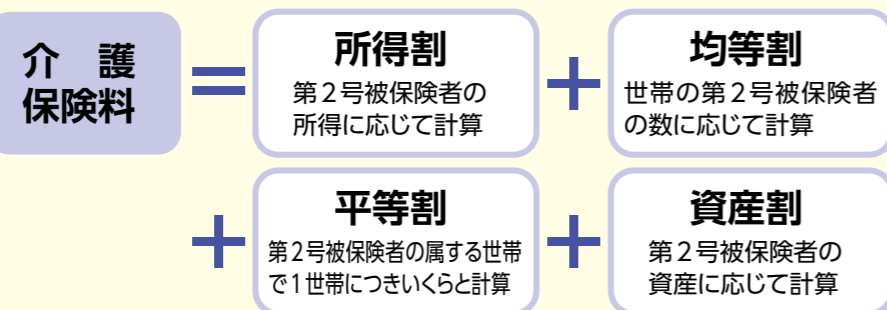
*第1段階から第3段階の方は、消費税率引き上げに伴う軽減措置が実施されています。

40歳から64歳までの方(第2号被保険者)の保険料

加入している医療保険(国民健康保険や健康保険など)の保険料算定方法に基づいて決められ、医療保険の保険料と合わせて納めます。

国民健康保険に加入している方の場合

決め方 市区町村の国民健康保険税(料)の算定方法と同じく、世帯ごとに決まります。



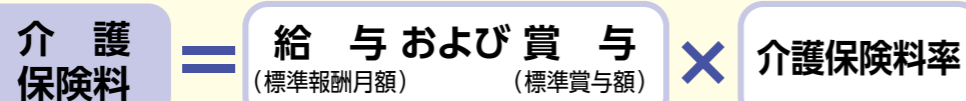
※介護保険料と国民健康保険税(料)の賦課限度額は別々に決められます。
 ※保険料と同額の国庫からの負担があります。
 ※詳しい内容は国民健康保険担当窓口にご確認ください。

納め方 医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税(料)として世帯主が納めます。



職場の医療保険に加入している方の場合

決め方 医療保険ごとに設定される介護保険料率と給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決まります。



※原則として事業主が半分を負担し、半分を被保険者本人が負担します。

納め方 医療保険分と介護保険分を合わせて、給与および賞与から徴収(天引き)されます。



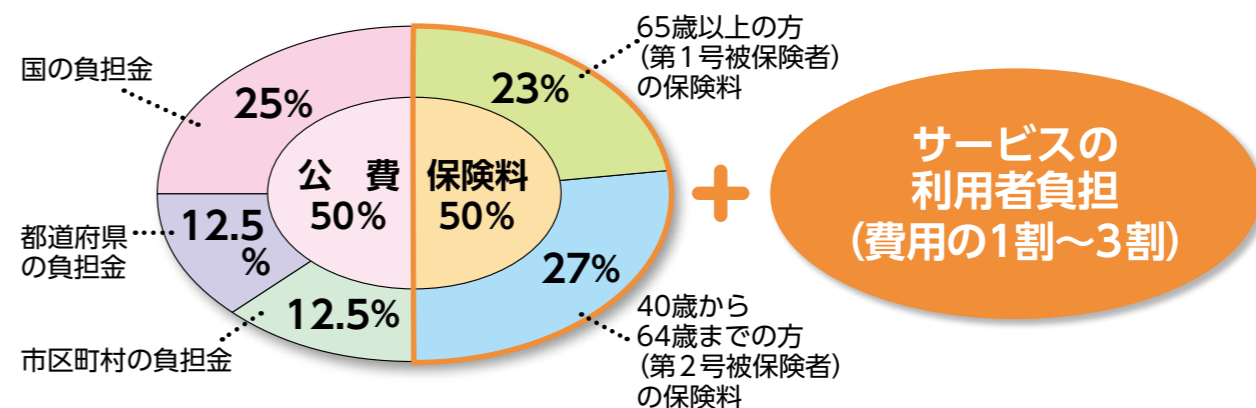
介護保険の適用除外

40歳になり、介護保険の被保険者になると医療保険者(国保や健康保険組合など)によって資格が確認されるので、届け出をする必要はありません。ただし、下記の適用除外の条件に該当した場合や、該当しなくなった場合は届け出が必要になります。

- 国内に住所をもたない方
- 在留資格または在留見込期間が3か月以下の外国人
- 身体障害者養護施設など適用除外施設の入所者

介護保険の財源

保険料は私たちのまちの介護保険を運営していく大切な財源です。下のグラフのように、40歳以上の方が納める保険料と、国や都道府県・市区町村の負担金、そして利用者負担からなっています。これらの貴重な財源は、みなさんが利用する介護サービスに対する保険給付費にあてられます。



保険料を納めないでいると...

滞納していた期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると...

- 費用の全額を利用者がいったん自己負担し、その後、利用者からの申請により保険給付分(費用の9割~7割)が支払われます。

▼ [被保険者証に記載されます]

1年6か月以上滞納すると...

- 費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。

2年以上滞納すると...

利用者負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費(19ページ参照)が受けられなくなります。

[被保険者証に記載されます]



こんなときは保険料の減免申請をしましょう!

自然災害や事故、火災などに遭遇したり、世帯の生計を維持する方が死亡または心身に重大な障がいを生じて収入が著しく減少した場合などは、申請により保険料が減免されたり猶予されることがあります。

介護保険料の支払いが困難な場合には、市区町村の介護保険担当窓口までお申し出ください。

サービス事業者一覧

サービス事業者一覧

	事業者	住所	電話	認知症	要支援1・2	要介護1～5	定員等	備考
老人ホーム 特別養護	朝日美土里ハイツ	朝日町中央4029番地	28-2201	要相談	×	要介護3以上	50	うち地域密着型20床
	士別コスモス苑	東9条2丁目	22-2280	要相談	×	要介護3以上	70	
保健施設 介護老人	ボヌール士別	東5条16丁目	23-3911	要相談	×	○	120	
	サテライト型 小規模老人保健施設ボヌール	東6条5丁目1番地	26-9033	要相談	×	○	29	
介護付有料老人ホーム等	士別桜丘荘	東11条4丁目3029番地	23-2560	要相談	○	要介護1のみ	100 (うち特定施設30)	士別市在住の入所希望者は介護保険課に申込
	介護付き有料老人ホーム 至福の館 士別の金さん銀さん	大通東15丁目	26-7780	要相談	○	○	30	
	サービス付き高齢者向け住宅 紫苑館	東1条15丁目3144番地	26-7878	要相談	○	○	30	施設内に賃貸住宅(2LDK) 3部屋あり
	混合型特定施設入居者生活介護ふじ	大通北8丁目	23-0010	要相談	×	○	22	
老人ホーム等 住宅型有料	住宅型有料老人ホーム佳しの木	西1条18丁目	22-4260	要相談	○	○	9	
	住宅型有料老人ホーム瞻の木	西1条18丁目	22-0510	要相談	○	○	12	
	士別市高齢者生活福祉センター	朝日町中央4034番地	28-4700	×	要相談	×	15	
グループホーム	サンフラワー	東5条16丁目	29-6661	○	要支援2以上	○	18	
	グループホーム和	東1条2丁目	26-7917	○	要支援2以上	○	18	
	グループホーム和 2号棟	東1条2丁目		○	要支援2以上	○	9	
	グループホーム絆	朝日町中央4026番地	28-2230	○	要支援2以上	○	18	
	グループホーム絆 2号棟	朝日町中央4026番地		○	要支援2以上	○	9	

	事業者	住所	電話	事業対象者	要支援1・2	要介護1～5
訪問系サービス	士別市社協 ヘルパーステーション	東5条3丁目サポートセンターしべつ	29-6789	○	○	○
	士別市社協 訪問入浴事業所	東5条3丁目サポートセンターしべつ	29-6789	×	○	○
	訪問介護サービス そよ風	東5条11丁目	23-2987	○	○	○
	ヘルパーステーション みどり	朝日町中央4029番地	28-4600	○	○	○
	訪問介護事業所 はなことば	東1条10丁目エステート110	26-7625	○	○	○



	事業者	住所	電話	事業対象者	要支援1・2	要介護1～5	利用時間	定員	入浴	食事
通所系サービス	介護サービスのぼんデイホーム	東6条6丁目	29-6202	○	○	○	9:00～16:00	10名	○	○
	デイサービスハウス こもれ陽	東5条11丁目	23-2987	○	○	○	9:15～16:15	10名	○	○
	デイサービスホーム 陽だまり	東5条11丁目	22-2988	×	△	○	9:15～16:15	12名	○	○
	デイサービス ほほえみ	東5条11丁目	26-7253	×	○	○	9:15～16:15	12名	○	○
	リハビリ特化型デイサービス かどの福笑来	西4条8丁目	26-7447	○	○	○	午前午後及び1日	18名	△	△
	桜丘デイサービスセンター	東11条4丁目3029番地	22-3535	○(1)	○(1)	○(2)	(1) 10:00～15:00 (2) 10:00～16:15	20名	△	○
	朝日美土里ハイツデイサービスセンター	朝日町中央4029番地	28-2202	○	○	○	9:30～15:40	18名	△	○
	ボヌール士別 介護予防通所リハビリテーション	東5条16丁目	23-3911	×	○	×	11:00～14:30	19名	○	○
	ボヌール士別 通所リハビリテーション	東5条16丁目	23-3911	×	×	○	9:00～16:00	40名	○	○

	事業者	住所	電話	事業対象者	要支援1・2	要介護1～5	稼働時間
医療系サービス	訪問看護ステーション のぼぼん	東6条6丁目	29-6202	×	○	○	8:30～17:30
	士別市立病院 訪問看護ステーション あゆみ	東11条5丁目3029番地	23-2166	×	○	○	8:30～17:15
	ボヌール士別 訪問リハビリテーション	東5条16丁目	23-3911	×	○	○	9:00～17:10
	士別市立病院 訪問リハビリテーション	東11条5丁目3029番地	23-2166	×	○	○	8:30～17:15
	大谷薬局	大通西7丁目	23-2079	×	○	○	9:00～19:00
	士別調剤薬局	東11条4丁目3029番地	22-1515	×	○	○	9:00～18:00
	アイン薬局	東11条6丁目2309番地	29-2081	×	○	○	9:00～18:30



	事業者	住所	電話	事業対象者	要支援1・2	要介護1～5	利用枠	送迎
短期利用	養護老人ホーム 士別桜丘荘	東11条4丁目3029番地	23-2560	△ 生活支援ショートステイ	×	×	2床(自立SS)	△ 要相談
	特別養護老人ホーム 士別コスモス苑	東9条2丁目	22-2280	△ 生活支援ショートステイ	○	○	10床	○
	特別養護老人ホーム 朝日美土里ハイツ	朝日町中央4029番地	28-2201	△ 生活支援ショートステイ	○	○	7床	○
	老人保健施設 ボヌール士別	東5条16丁目	23-3911	×	○	○	空きベッド利用	○
	サテライト型 小規模老人保健施設ボヌール	東6条5丁目	26-9033	×	○	○	空きベッド利用	○
	小規模多機能型居宅介護 一期一会	西1条18丁目	22-4260	×	○	○	利用状況による	○
	グループホーム サンフラワー	東5条16丁目	29-6661	×	△	○	2床	△ 要相談

	事業者	住所	電話	自立支援 住宅改修	自立支援 福祉用具購入	介護保険 福祉用具貸与	介護保険 住宅改修	介護保険 福祉用具購入	自費対応
住宅改修 福祉用具	福祉用具の店 ういず・らいふ	東5条11丁目	26-7251	○	○	○	○	○	○

※住宅改修については、一般の改修と同様に対応可能な建設会社もあります。

	事業者	住所	電話	対応内容
移手段	(株)士別ハイヤー	西2条7丁目709番地	23-5000	乗合福祉タクシー・介護タクシー・貸切大型リフト車
	市)要援護者等通院費助成事業	士別市役所 介護保険課	26-7752	士別市民で要介護認定者・2級以上の身体障害者手帳保有者等

	事業者	住所	電話	対応内容
配食	配食サービス まごころ便	東5条11丁目	23-2967	介護保険課・朝日支所へ申請。 月～土の昼・夜対応。 日常の安否確認が必要な高齢者世帯、単独世帯。 1食500円。
	市民文化センター 幕田食堂	東6条4丁目	23-5002	
	絆キッチン	朝日中央4026番地	28-2230	

	事業者	住所	設置場所	電話	利用時間	対応内容
居宅介護支援・介護予防支援	士別市地域包括支援センター	東6条4丁目	士別市役所	26-7754	月～金 8:30～17:15	市内全域(要支援1・2のみ)
	士別市社協居宅介護支援事業所	東5条3丁目	サポートセンター士別	22-0308	月～金 8:30～17:15	市内中央、南町、東山、東丘、北町、南士別、西士別、温根別
	居宅介護支援センターしあわせ	東5条16丁目	ボヌール士別	29-2229	月～金 9:00～17:15 土 9:00～12:30	市内中央、南町、東山、東丘、北町、武徳、下士別、多寄、川西、中士別
	朝日美土里ハイツケアプラン相談センター	朝日町中央4029番地	朝日美土里ハイツ	28-4701	月～金 8:30～17:30	朝日、上士別
	ケアプランまごころ	東5条11丁目	デイサービスハウスこもれ陽	23-2967	月～金 8:30～17:30	市内中央、南町、東山、東丘、北町